

健発 0331 第 46 号
平成 27 年 3 月 31 日

各 地方厚生（支）局長 殿

健 康 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う関係通知の廃止について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 128 号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 55 号）が平成 27 年 3 月 31 日付けで公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これに伴い、調理師に係る養成施設の指定・監督等の事務・権限を都道府県知事が行うこととなったので、これまで地方厚生局長における指導等の根拠となっていた下記に掲げる調理師養成施設に関する通知を廃止する。

記

- 「調理師養成施設指導要領」（平成 26 年 2 月 21 日付け健発 0221 第 2 号厚生労働省健康局長通知）
- 「調理師養成施設における校外実習について」（平成 26 年 2 月 21 日付け健発 0221 第 7 号厚生労働省健康局長通知）